平成２５年（フ）第２３５号
沖縄県糸満市字糸満1979番地玉城アパート203号
債務者　佐渡山トモ子（旧姓上間）
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第７３号
北海道余市郡余市町浜中町93番地12　クローバー201
債務者　大瀧　正美
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第４０号
福島県いわき市常磐上湯長谷町上ノ台110番地の120
債務者　村上　照恵
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第４１号
福島県いわき市小川町高萩字家ノ前91番地
債務者　田辺　英明
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第２２２号
茨城県ひたちなか市大字市毛847番地56　県営もみじが丘アパート３－１－５
債務者　清水たま枝
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２２６号
茨城県小美玉市竹原900番地17
債務者　若林　幸子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１４２号
茨城県つくば市中別府591番地142
債務者　富山　真臣
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１４７号
茨城県かすみがうら市稲吉東四丁目13番１号金田住宅18号、前住所青森県つがる市豊富町屏風山１番地７
債務者　工藤　麗香
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第４３号
千葉県茂原市本納2997番地
債務者　橋口よし子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第４７号
千葉県茂原市法目853番地８
債務者　小林　　修
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
千葉県茂原市法目853番地８
債務者　小林　奈美
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
千葉県長生郡一宮町新地895番地５
債務者　大野八重子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
千葉県南房総市平久里中1376番地１
債務者　原　加代子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第１７号
富山県下新川郡入善町青島455番地10コーポラス入善202
債務者　石川　輝広
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（フ）第１６９号
金沢市四十万５丁目45番地　サンビレッジ四十万Ａ棟201号、従前の住所金沢市四十万町北イ114番地４
債務者　白尾みどり
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２０２号
福井県坂井市三国町三国東１丁目３番20号サニーハウス110号、従前の住所石川県野々市市堀内４丁目30番地
債務者　中野　圭子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２２１号
石川県河北郡内灘町字緑台１丁目135番地、従前の住所石川県加賀市大聖寺天神下町１番地１
債務者　的場　徹也（旧姓鍛治）
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
金沢地方裁判所